

2023年日本カート選手権規定

※下線部分: 変更箇所

2023年規定	2022年規定
<p align="center">第1章 総則</p>	<p align="center">第1章 総則</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2条 日本カート選手権の区分</p>	<p>第2条 日本カート選手権の区分</p>
<p>日本カート選手権は次の通り区分される。</p>	<p>日本カート選手権は次の通り区分される。</p>
<p>1. 全日本選手権</p> <p> <u>1) 全日本選手権OK/F S-125 C I K</u></p> <p> <u>2) 全日本選手権F S-125 J A F / F P-3</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. ジュニア選手権</p>	<p>1. 全日本選手権</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ジュニア選手権</p> <p> <u>※地域シリーズとして開催される全日本選手権およびジュニア選手権については夫々の地域シリーズ終了後、最終競技会として東西統一競技会を開催する。</u></p>
<p>第3条 日本カート選手権の部門</p>	<p>第3条 日本カート選手権の部門</p>
<p>日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。</p>	<p>日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。</p>
<p>1. 全日本選手権</p> <p> 全日本選手権は以下の<u>5</u>部門に区分する。</p> <p> 1) OK部門</p> <p> 2) フォーミュラスーパー125 (F S-125) <u>C I K</u> 部門</p> <p> <u>3) フォーミュラスーパー125 (F S-125) J A F</u> 部門</p> <p> <u>4) フォーミュラピストン3 (F P-3) 部門</u></p> <p> <u>5) E V</u>部門</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ジュニア選手権</p> <p> ジュニア選手権は下記の2部門に区分する。</p> <p> <u>1) ジュニア部門</u></p> <p> <u>2) ジュニアカデット部門</u></p>	<p>1. 全日本選手権</p> <p> 全日本選手権は以下の<u>3</u>部門に区分する。</p> <p> 1) OK部門</p> <p> 2) フォーミュラスーパー125 (F S-125) 部門</p> <p> <u>3) フォーミュラピストン3 (F P-3) 部門</u></p> <p> <u>4) E V</u>部門</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ジュニア選手権</p> <p> ジュニア選手権は下記の2部門に区分する。</p> <p> 1) <u>フォーミュラピストンジュニア (F P-J r) 部門</u></p> <p> 2) <u>フォーミュラピストンジュニアカデット (F P-J r Cadets) 部門</u></p>
<p>第4条 日本選手権競技の走行距離または時間</p>	<p>第4条 日本選手権競技の走行距離または時間</p>

区 分	部 門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最 短	最 長
全日本選手権	OK	60 kmまたは60分	120 kmまたは120分
	FS-125C I K	〃	〃
	FS-125 J A F	30 kmまたは30分	90 kmまたは90分
	F P - 3	〃	〃
	E V	オーガナイザーからの申請	オーガナイザーからの申請
地方選手権	部門毎に定める		
ジュニア選手権	ジュニア	オーガナイザーからの申請	オーガナイザーからの申請
	ジュニアカデット	オーガナイザーからの申請	オーガナイザーからの申請

第5条～6条 (略)

第7条 選手権保持者の認定

J A Fは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. (略)
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。

3. (略)

第8条～第19条 (略)

第2章 全日本選手権

第20条 (略)

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F国内カート競

区 分	部 門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最 短	最 長
全日本選手権	OK	30 kmまたは30分	90 kmまたは90分
	F S - 125	〃	〃
	F P - 3	〃	〃
	E V	オーガナイザーからの申請	オーガナイザーからの申請
	地方選手権	部門毎に定める	
ジュニア選手権	F P - J r	30 kmまたは30分	50 kmまたは50分
	F P - J r Cadets	20 kmまたは20分	40 kmまたは40分

第5条～6条 (略)

第7条 選手権保持者の認定

J A Fは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. (略)
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦(全日本選手権F S - 125部門、F P - 3部門およびジュニア選手権(F P - J r C a d e t s部門コースシリーズを除く)においては東西統一競技会を言う。)で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。

3. (略)

第8条～第19条 (略)

第2章 全日本選手権

第20条 (略)

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F国内カート競

技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. (略)
2. FS-125CIK 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。
3. FS-125JAF 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。
4. FP-3 部門：
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン(FP-3)車両とする。
5. EV部門：
オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーはいずれの部門への重複出場も認められる。

1. (略)
2. FS-125CIK 部門：
国内A以上または国際Fライセンス所持者。
3. FS-125JAF 部門：
国内A以上または国際Fライセンス所持者。
4. FP-3 部門：
 - 1) 国内A以上または国際Fライセンス所持者。
 - 2) 国際Gライセンス所持者。(1) 当該年の前年のジュニア選手権ジュニア部門(2022年についてはFP-Jr部門)で、夫々のシリーズ毎に年間総合順位が1位の者。但し当該年度13歳の者。

技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. (略)
2. FS-125 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。
3. FP-3 部門：
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3(FP-3)車両とする。
4. EV部門：
オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門はEV部門を除き、いずれかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. (略)
2. FS-125 部門：
国内A以上または国際Fライセンス所持者。
3. FP-3 部門：
国内A以上または国際Fライセンス所持者。
4. 東西統一競技会(東西統一競技会の構成については、第27条2「競技

5. EV部門
(略)

第23条 (略)

第24条 開催場所

1. (略)
2. OK部門ならびにFS-125CIK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。
(1)～(4) (略)

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
但し、全日本OK/FS-125CIK選手権と全日本FS-125JAF/FP-3選手権を同一コースで夫々1競技会ずつ開催することは認められる。
2. JAFは、全日本選手権OK部門およびFS-125CIK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125JAF部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. OK部門およびFS-125CIK部門の競技会は同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
5. FS-125JAF部門およびFP-3部門の競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
6. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

の構成」参照)FS-125部門およびFP-3部門:

- 1) 当該年の東地域、西地域(第27条1「地域区分」参照)夫々で開催された全日本選手権の地域シリーズ競技会のいずれかの部門に出場した実績を有する者。
- 2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

5. EV部門
(略)

第23条 (略)

第24条 開催場所

1. (略)
2. OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。
(1)～(4) (略)

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. OK部門最終競技会およびFS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
5. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門およびFS-125CIK部門
 - 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：1競技会2レース制とする。
2. FS-125JAF部門およびFP-3部門
 - 1) 地域区分：設けない。
- 2) 競技の構成：1競技会2レース制とする。
3. EV部門 (略)

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門
 - 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。
2. FS-125部門およびFP-3部門
 - 1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。
東西統一競技会は、1つの地域シリーズ終了後、開催される。
東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
 - 2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。
3. EV部門 (略)

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで

28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125CIK部門、FS-125JAF部門およびFP-3部門得点基準表は表b①と②による。

2. OK部門、FS-125CIK部門シリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。

3. FS-125JAF部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の50%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。

4. EV部門得点基準表は、決勝結果成績に付す得点b①のみとする。

表b (OK/FS-125CIK部門/FS-125JAF部門/FP-3部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点（10位まで）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条（略）

第30条 全日本選手権の成立

- OK部門およびFS-125CIK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- FS-125JAF部門およびFP-3部門については、当該年に夫々3

28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125部門およびFP-3部門得点基準表は表b①と②による。

2. FS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。

3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。

4. FS-125部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。

成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

5. EV部門得点基準表は、決勝結果成績に付す得点b①のみとする。

表b (OK/FS-125部門/FP-3部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点（10位まで）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条（略）

第30条 全日本選手権の成立

- OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- FS-125部門およびFP-3部門については、第27条に定める東・

回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

3. (略)

第3章 地方選手権

第31条～第41条 (略)

第4章 ジュニア選手権

第42条 (略)

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、使用されるエンジンは各部門により以下の通りとする。

尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ1機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。

1. ジュニア部門：

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、4.0kg/ps から11.0kg/ps 以内のエンジン。（EVは除く）

2. ジュニアカデット部門

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、8.0kg/ps から13.0kg/ps 以内のエンジン。（EVは除く）

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

1. ジュニア部門

1) ライセンス

ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

西いずれかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

3. (略)

第3章 地方選手権

第31条～第41条 (略)

第4章 ジュニア選手権

第42条 (略)

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストンジュニア（FP-Jr）部門：

JAF国内カート競技車両規則第34条に定めるフォーミュラピストンジュニア（FP-Jr）車両とする。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット（FP-Jr Cadets）部門：

JAF国内カート競技車両規則第35条に定めるフォーミュラピストンジュニアカデット（FP-Jr Cadets）車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域は東地域または西地域（第49条1「地域区分」参照）いずれかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. フォーミュラピストンジュニア（FP-Jr）部門

1) ライセンス

ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下のいずれかの実績を満たす者。

（1）ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。

2) 年齢制限

11歳（11歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Fライセンスを取得しなければ、また、満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア部門に出場することが認められる。

3) 出場できるシリーズを重複することを認める。

2. ジュニアカデット部門

1) ライセンス

ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

2) 年齢制限

8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

3) 出場できるシリーズを重複することを認める。

（2）JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2) 年齢制限

12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Fライセンスを取得しなければ、また、満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア（F-P-Jr）部門に出場することが認められる。

3) 東西統一競技会：

（1）当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会のいずれかの部門に出場した実績を有する者。

（2）出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット（F-P-Jr Cadets）部門

1) ライセンス

ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下のいずれかの実績を満たす者。

（1）ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。

（2）ライセンス取得後JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。

（3）JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2) 年齢制限

9歳（9歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

3) 出場できる地域シリーズは、東地域または西地域（第49条の1「地域区分」参照）のいずれかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。

4) 東西統一競技会：

（1）当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、またはコースシリ

第45条～第46条（略）

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズを除き、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、次の1)、2)の要件を満たすことを条件に各シリーズ毎に3競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。
 - 1) 各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、使用されるエンジン機種が各部門で1種類に統一されること。
 - 2) 上記1)について、当該年の前年の11月20日までにJAFに申請すること。

第48条（略）

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：
 - 1) コースシリーズ：
 - 北海道地方 - 北海道全域
 - 東北地方：青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
 - 関東地方：新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県
 - 中部地方：静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
 - 近畿地方：大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県
 - 中国地方：岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県
 - 四国地方：香川県、徳島県、高知県、愛媛県
 - 九州地方：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、

ーズ競技会に出場した実績を有する者。
(2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第45条～第46条（略）

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット (F P - J r Cadets) 部門を除き、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域および各カートコース毎に夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. ジュニア選手権東西統一競技会の開催は、原則として、全日本選手権東西統一競技会との併催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第48条（略）

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：
 - 1) 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - 2) 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

鹿児島県、沖縄県

2) 全日本FS-125JAF/FP-3選手権併催シリーズ：地域区分は設けない。

2. 競技の構成：

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

1) コースシリーズ：

(1) 1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

(2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、前項1の地域区分に限定される。

(3) 競技の構成：オーガナイザーが特別規則に定める。

2) 全日本選手権FS-125JAF/FP-3併催

(1) 競技の構成：オーガナイザーが特別規則に定める。

第50条 得点基準

1. ～2. (略)

3. 得点合計の対象となるのは、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門レース合計数の50%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで

2. 競技の構成：

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、前項1.の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される。

2) コースシリーズ：(FP-Jr Cadets部門のみ)

コースシリーズ、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第50条 得点基準

1. ～2. (略)

3. 東西統一競技会の得点は得点基準表bの1.5倍とする。

4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで

36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

表 b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第51条 (略)

第52条 ジュニア選手権の成立

- 第49条に定める各シリーズで、第43条に定められた各部門のレースが当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
- (略)

第53条 本規定の施行

本規定は、2023年1月1日より施行する。

36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

表 b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第51条 (略)

第52条 ジュニア選手権の成立

- 地域シリーズについては、第49条1に定める東・西いずれかの地域で、第3条3に定めるフォーミュラピストンジュニア (F P - J r) 部門、フォーミュラピストンジュニアカデット (F P - J r C a d e t s) 部門毎に、競技会が当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
- (略)

第53条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日より施行する。